

令和7年10月17日

第28回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 令和7年10月17日（金）午後2時00分
2. 会 場 市民センター（市役所本庁舎西側） 303会議室
3. 出席委員 23名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曜地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 斎藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	
5. 欠席の委員 17番 古関 恵子
6. 事務局の出席者 事務局長 阿蘋 裕之
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主任 小野 亜希子
主査 小針 道理
庶務係長 丹治 薫

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 現況確認証明願出について
- 第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について
- 第7号 「農業経営基盤の強化の促進に対する計画（地域計画）」の変更に係る意見について（回答）

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	23番 古関 恵子 委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいているので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第28回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	8番：浪岡真澄委員、19番：武田勇夫委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(8件)】
	合計82件、令和7年10月17日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転19件、貸借権設定7件、使用貸借権設定1件、計27件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番 (発言を求める。)
議長	栗原委員 (発言を許可する。)
1番	整理番号1番及び2番について説明いたします。いずれも同じ受人です。申請地は全て保全管理地となっています。受人は人を雇用して農業を営んでいます。申請地では今後、ネギやトウモロコシを栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号3番について説明いたします。渡人は以前は申請地と同じ地区に住んでいましたが、今は違う地区に移っています。一部は既に受人が耕作しており、来年はジャガイモを親戚に配りたい考えです。自家消費栽培としては、申請地の面積が広いように思いますが、自家消費栽培の面積に関する基準的なものがないため、区域協議会では問題なしと判断いたしました。

	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号4番から7番のまで4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号4番について説明いたします。渡人である個人がブドウを栽培していましたが、高齢になったため、今後を考えて法人化する案件です。今後はイチゴも栽培する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号5番について説明いたします。渡人が高齢により施設に入所するため、受人が空き家と共に申請地を自家消費栽培として取得する案件です。空き家に関しては、既に購入されており、農地分に関しては、贈与になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号6番について説明いたします。渡人と受人は知人です。渡人から申請地の耕作を依頼されたため、受人が自家消費栽培として購入することになりました。既にネギが栽培されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号7番について説明いたします。渡人が申請地を相続しましたが市外に住んでおり、耕作できないため、知人である受人に所有権を移転する案件です。リンゴが栽培されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号8番について説明いたします。申請地は耕作中ですが、渡人の意向により贈与となっています。受人は農地バンク事業により、申請地と同地区の農地を賃貸借しており、キュウリを栽培しています。今後、受人は中古住宅を購入し、同地区に移転する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。受人が新規就農するための住宅を探していたところ、併せて申請地も見つかりました。受人の父が付近で農業を営んでおり、農業機械を借りる計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する）

2番	整理番号8番について質問します。受人が既に経営している22aの農地は、どこの農地ですか。
9番	議長9番（発言を求める）
議長	曳地委員（発言を許可する）
9番	申請地と同地区に点在しています。なお、受人が現在、居住している自治体には、農地を持っていません。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号10番から13番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号10番及び11番について説明いたします。自作地相互の交換になります。整理番号10番の受人の父が渡人と申請地を交換し、すでに所有農地になっていると認識していましたが、登記簿を確認したところ所有者が変わっていなかつたため、今回の申請になりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号12番について説明いたします。申請地は、渡人が保全管理していますが、隣接地を耕作している受人に相談し、賃借権を設定することになった案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整地番号13番について説明いたします。申請地は受人が以前から口約束により耕作していましたが今回、正式に賃借権を設定することになりました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号14番から18番までの5件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号14番について説明いたします。受人と渡人は、叔母と甥の関係です。申請地が受人の農地に囲まれているので、耕作利便のため賃貸借権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号15番について説明いたします。受人は花木を栽培しています。申請地は受人の農地と自作地続きになっています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号16番について説明いたします。渡人と受人は親子関係です。申請地ではニラが栽培されており、受人が引き続きニラを栽培して新規就農する案件です。区域協議会では問題

	なしと判断いたしました。
	整理番号17番について説明いたします。申請地の賃貸借期間が7月に満了したため、改めて5年間の賃貸借権を設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号18番について説明いたします。申請地は保全管理地です。受人と農地と隣接しており、今後は受人の農地と一体で耕作する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める）
議長	栗原委員（発言を許可する）
1番	整理番号14番について、賃貸借権との説明がありましたが、議案書では所有権移転となっています。どちらが正しいのでしょうか。
18番	議長18番（発言を求める）
議長	柴田委員（発言を許可する）
18番	正しくは、所有権移転になります。
議長	その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号19番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	斎藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号19番について説明いたします。渡人は高齢のため申請地に通うことが困難です。申請地の近隣に住んでいる受人に相談し、自家消費栽培として贈与を受けてもらう案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号20番から27番までの8件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
24番	議長24番（発言を求める）
議長	玉根委員（発言を許可する）
24番	整理番号17番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。24番 玉根委員、一時退席願います。
	（一時退席する）
議長	それでは議事を再開します。
	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	<p>整理番号20番から23番まで及び26番について説明いたします。いずれも同じ受人です。受人の住所は東京都ですが、元々は吾妻区域に住んでいました。吾妻区域内に相続した住宅と施設があり、そこを拠点にしながら農業を営んでいます。会社役員であり時間を自由に使える立場です。以前に取得した農地で既に枝豆を栽培しています。受人の耕作している農地と無人販売所を確認したが、問題ありませんでした。規模拡大のため農地を探し、所有者が高齢のため耕作できずにいる農地や荒れている農地の取得を計画しました。農業用機械を多数所有しています。退職後は福島市に戻って来る予定です。市内で農業を営んでいる従兄弟の協力を得ている他、必要に応じて臨時雇用もしています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号24番について説明いたします。渡人と受人は兄弟関係です。渡人は耕作する意思がなく、また管理も大変なため、申請地の近くに農地を所有している受人に相談し、贈与を受けてもらうことになった案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号25番について説明いたします。渡人は県外在住であり、申請地の管理ができないため、知人である受人に管理を依頼していました。渡人は今後も耕作する予定がないため受人に相談し、贈与を受けてもらうことになった案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号27番について説明いたします。渡人の自宅から申請地まで距離があり管理が難しきため、申請地の近くに農地を所有している受人に贈与を受けてもらう案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
1番	議長1番（発言を求める）
議長	栗原委員（発言を許可する）
1番	<p>整理番号20番から23番まで及び26番について、受人は東京都だが農作業常時従事要件である150日以上を満たせるのでしょうか。150日の考え方を事務局に質問します。</p>
次長	議長（発言を求める）
議長	事務局（発言を許可する）
次長	<p>受人が実際に農作業に加えて、水の管理や草刈り等も含めての150日以上になります。事務局では申請書類や窓口などの聞き取りにより、要件を満たせるか確認しています。</p>
1番	議長1番（発言を求める）
議長	栗原委員（発言を許可する）
1番	臨時雇用者も含めて150日以上という考え方でしょうか。
次長	議長（発言を求める）
議長	事務局（発言を許可する）
次長	受人本人が150日以上従事する必要があります。
1番	議長1番（発言を求める）
議長	栗原委員（発言を許可する）
1番	東京都に住んでいて、本当に150日以上従事できるか疑問があります。

21番	議長21番（発言を求める）
議長	佐藤委員（発言を許可する）
21番	私の親戚が受人の耕作地の近くに住んでいるため、受人の様子を聞きましたが、積極的に福島市に来て農作業に従事しているそうです。
次長	議長（発言を求める）
議長	事務局（発言を許可する）
次長	申請受付時に窓口で確認したところ、受人は東京都と福島市の2拠点で生活しており、住民票は東京都にあるが、実際は福島市にいる方が多いとのことです。
1番	議長1番（発言を求める）
議長	栗原委員（発言を許可する）
1番	そのような説明であれば、納得できました。
3番	議長3番（発言を求める）
議長	柴山委員（発言を許可する）
3番	整理番号26番のように渡人も受人も県外在住になっている案件は、丁寧な聞き取り調査と総会での説明を求めます。
議長	受人が遠方に住んでいるような場合は、今後は常時従事要件について十分な聞き取り調査を行い、150日以上従事できる裏付けを説明できるようにしてください。 その他ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から27番までの27件、原案のとおり許可と決定いたします。
	24番 玉根委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
	（入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開します。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の8ページをご覧ください。議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及び他の区域農地の第三者転用で、所有権移転4件、賃貸借権設定1件、計5件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。集会所で使用する露天資材置場及び駐車場としての転用です。資材は祭りで使用するパレット40個になります。これまでには近隣の寺で預かつ

	てもらっていましたが、そちらも手狭になった状況があり、今回の申請になりました。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号2番について説明いたします。渋川の護岸改修工事に伴う一時転用で、令和8年3月までに完了する計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
12番	整理番号3番について説明いたします。受人は住宅を取得しましたが、進入路が狭いため隣地を転用して、通路を拡張する計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号4番について説明いたします。令和7年4月の総会で農振除外に対する意見について審議した案件です。受人は渡人の甥にあたり、分家住宅を建てる計画です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。 整理番号5番について説明いたします。令和6年12月の総会で農振除外に対する意見について審議した案件です。受人が既存駐車場に工場を新設するので、農地転用により露天駐車

	<p>場を移転する計画です。農振農用地からの除外にあたっては、農家が実施する防除活動等に支障が生じないよう具体的な対策を講じることを条件として求めていました。対策として、防護ネットの設置、農地から6メートル離しての駐車、散布した農薬が自動車にかかった場合にも営農者に異議を申し立てない旨の念書の提出という3つ示されました。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の9ページをご覧ください。議案第3号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。申請地は接続する道路もないような状況でした。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、すでに山林化しており農地への復元は困難であると判断しました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200m未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

	区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。用途はブドウの乾燥施設、農機具倉庫、作業場になります。農業委員、推進委員、事務局職員で現地を調査した結果、農業用施設として利用されていることを確認しました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の11ページをご覧ください。議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番及び2の2件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番について説明いたします。新規設定の案件ですが、JAからの移行になります。今後は農地バンク事業で賃貸借します。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号2番について説明いたします。受人の住所が市外になっていますが、実際は市内在住です。新規設定の案件ですが、実際は口約束により既に耕作が開始されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号3番から6番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）

12番	<p>整理番号3番について説明いたします。親元就農です。世帯としては経営規模拡大の案件になります。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号4番について説明いたします。新規設定の案件ですが、JAからの移行になります。モモが栽培されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号5番について説明いたします。新規設定により規模拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>整理番号6番について説明いたします。これまで借受人の父が借りていましたが、亡くなったため、改めて子である借受人が契約する案件です。今も耕作は継続されています。区域協議会では問題なしと判断いたしました。</p> <p>ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号7番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	斎藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号7番について説明いたします。新規就農の案件になりますが、現在は農機具メーカーに勤めています。暫らくは兼業農家として営農し、将来的に専業農家となる計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号8番から10番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号8番について説明いたします。貸付人が高齢により水稻栽培が困難となつたため、近隣で耕作している借受人に新規設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号9番について説明いたします。貸付人は区域外に住んでおり、水稻栽培が困難なため、近隣で耕作している借受人に新規設定する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	整理番号10番について説明いたします。借受人は区域外で営農している法人で、これまでアスパラガスの栽培が中心でした。今後は水稻にも事業を拡大する計画です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。
	ご審議よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
係長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 議案書の14ページをご覧ください。議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議でございますが、今年度、他県において、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄での逮捕・起訴や、農業委員会事務局職員による虚偽の公文書作成などの不祥事が発生しました。これを受け、一般社団法人全国農業会議所から農業委員会の法令遵守の実施要請の通知が、福島県農業会議を通じて送付されたものです。 本決議の議案は、一般社団法人全国農業会議所から提示された申し合わせ決議例に準拠し、作成したものです。決議の内容としましては、議案書のとおりですが、1農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること、2農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することの2点になります。 以上で説明を終わります
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
次長	次に、報告を事務局よりお願いします。
議長	議案書15ページ、報告第1号から26ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
会長代理	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願いいたします。 〔尾形会長代理より閉会の言葉〕 慎重審議ありがとうございました。 これで、第28回総会を終了いたします。

(午後15時00分)

令和7年10月17日

これは、福島市農業委員会第28回総会の議事録であることを証するため
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村謙一

議事録署名人8番 浪岡真澄

議事録署名人19番 武田勇夫